

# 大気関係法令の概要

H21.4

- - - - 粉じん（一般・特定）の規制基準 - - - -

粉じん（一般・特定）発生施設 p 1 ~ p 4    特定粉じん排出等作業 p 5 ~ p 7  
 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 p 9 ~ p 10

工場又は事業場に設置される施設で粉じん（一般・特定）を発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、一定規模以上のものを設置する場合は、事前に届け出なければなりません。特定粉じんとしては、石綿（アスベスト）が指定されています。

また、特定粉じんを排出する解体作業等を行う場合も事前に届出が必要です。

なお、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により製造業等で、粉じん発生施設を設置している工場には、公害防止管理者等を設置することが義務づけられています。

## 大気汚染防止法 - - 粉じん（一般・特定）発生施設 - -

### - 1 対象施設、要件

#### (1) 一般粉じん発生施設

鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ）

	施設の種類	規模
1	コークス炉	原料処理能力50 t / 日以上
2	鉱物又は土石の堆積場	面積1,000㎡以上のもの
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア (鉱物、土石またはセメントの用に供するものに限 り、密閉式のものを除く)	ベルト幅75cm以上、またはバケッ トの内容積が0.03m <sup>3</sup> 以上
4	破砕機及び摩砕機 (鉱物、土石またはセメントの用に供するものに限 り、湿式のもの及び密閉式のものを除く)	原動機の定格出力 75kW以上
5	ふるい (鉱物、土石またはセメントの用に供するものに限 り、湿式のもの及び密閉式のものを除く)	原動機の定格出力 15kW以上

#### (2) 特定粉じん発生施設

	施設の種類	規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力 3.7kW以上
2	混合機	
3	紡績用機械	
4	切断機	原動機の定格出力 2.2kW以上
5	研磨機	
6	切削用機械	
7	破砕機又は摩砕機	
8	プレス(剪断加工用)	
9	穿孔機	

注)石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。

- 2 排出基準

(1) 一般粉じん発生施設

排出規制は行われず構造・使用管理基準が適用されます。

一般粉じん発生施設の構造・使用管理基準

	施設の種類	基準
1	コークス炉	(1) 装炭作業は、無煙装炭装置をするか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 (2) 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、又は当該フードから粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車またはガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は防じんカバー等を設置して行うこと。 (3) 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物又は土石の堆積場 粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は次の各号の1に該当すること	(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 散水設備によって散水が行われていること。 (3) 防じんカバーでおおわれていること。 (4) 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 (5) 前記各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア 粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は次の各号の1に該当すること	(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され並びにコンベアの積込部及び積降部以外に粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 (3) 散水設備によって散水が行われていること。 (4) 防じんカバーでおおわれていること。 (5) 前記各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	破碎機及び摩砕機 次の各号の1に該当すること	(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 散水設備によって散水が行われていること。 (4) 防じんカバーでおおわれていること。 (5) 前記各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	ふるい 次の各号の1に該当すること	(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 散水設備によって散水が行われていること。 (4) 防じんカバーでおおわれていること。 (5) 前記各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(2) 特定粉じん発生施設

敷地境界基準：大気中の石綿の濃度が敷地境界において10本/以下であること。

- 3 粉じん濃度の測定

(1) 一般粉じん発生施設

粉じん濃度の測定義務の規定はありません。

(2) 特定粉じん発生施設

排出者は、その工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度を測定し、その結果を記録しなければなりません。

ア．測定頻度：6月を超えない作業期間に1回

常時使用する従業員が20人以下の場合は、測定を当分の間行わないことができる。

イ．測定方法：環境大臣が定める方法（H元.12.27環告93）

ウ．測定結果：結果は3年間保存すること。

- 4 実施の制限等

(1) 計画変更命令

一般粉じん発生施設

特に規定はありません。

特定粉じん発生施設

設置又は構造等の変更届出があった場合、敷地境界線における特定粉じんの濃度が基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内において、構造、使用の方法、処理の方法、飛散防止に関する計画の変更又は計画の廃止を命ずることができます。

(2) 実施制限

一般粉じん発生施設

特に規定はありません。

特定粉じん発生施設

特定粉じん発生施設の設置又は構造等の変更届出をした場合、その届出が受理された日から60日を経過したあとでないと設置し、または構造等の変更をしてはいけません。

(3) 基準遵守義務

一般粉じん発生施設

設置者は、構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければなりません。

特定粉じん発生施設

特定粉じん発生施設を設置する工場、事業場から事業活動に伴い、特定粉じんを排出、飛散させる者は、敷地境界における基準を遵守しなければなりません。

(4) 基準適合命令等

一般粉じん発生施設

一般粉じん発生施設を設置している者が基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて基準に従うべきことを命じ、又は当該施設の使用の一時停止を命ずることができます。

特定粉じん発生施設

特定粉じんの事業場の敷地の境界線における大気中の濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときは、排出者に対し、期限を定めて当該施設の構造、使用の方法の改善、処理の方法、飛散の防止の方法の改善を命じ、又は当該施設の使用の一時停止を命ずることができます。

- 5 届出関係

法の規定による届出は、届出書の正本にその写し1通の計2通を提出してください。2つ以上の一般粉じん発生施設が、同一の工場、事業所に設置されている場合は、その種類が同一である場合に限り同一の届出書によって届出ができます。

事 項		届出種類	届 出 内 容	提出期限
一 般 粉 じ ん 発 生 施 設	粉じん発生施設を 設置しようとする とき	一般粉じん発生 施設設置（使用 、変更）届出書	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあつては 代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 粉じん発生施設の種類 (4) 粉じん発生施設の構造 (5) 粉じん発生施設使用及び管理の方法 添付書類 粉じん発生施設の配置図 粉じん処理、飛散防止の施設配置図 粉じん発生、処理の操業系統の概要	あらかじめ
	構造等届出内容 の(4)～(6)を変 更しようとする 場合			
特 定 粉 じ ん 発 生 施 設	粉じん発生施設を 設置しようとする とき	特定粉じん発生 施設設置（使用 、変更）届出書	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあつては 代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 粉じん発生施設の種類 (4) 粉じん発生施設の構造 (5) 粉じん発生施設使用及び管理の方法 (6) 処理又は飛散防止の方法 添付書類 粉じん発生施設の配置図 粉じん排出の方法 粉じん処理、飛散防止の施設設置図 粉じん発生、処理の操業系統の概要 工場、事業場の周辺の状況 粉じん濃度測定場所及び選定理由	着手予定年月 日の60日前
	構造等 届出内容 の(4)～(6)を変 更しようとする 場合			
氏名等届出内容の(1) 、(2)を変更した場合		氏名等変更届出 書	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあつては 代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地	変更のあった 日から30日以 内
施設の使用を廃止し た場合		使用廃止届出書	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあつては 代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 粉じん発生施設の種類	廃止した日か ら30日以内
施設を承継した場合		承継届出書	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあつては 代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 粉じん発生施設の種類 (7) 被承継者の氏名、名称、住所	承継した日か ら30日以内

## 特定粉じん排出等作業

特定粉じん（アスベスト）排出作業を伴う建設工事を施工しようとする場合は、事前に届出が必要です。

### - 1 届出が必要な特定粉じん排出等作業

特定建築材料（吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材）が使用されている建築物等を解体、改造、補修する作業。

### - 2 届出者

作業工程を管理している「工事」の施工者。（建築物等の所有者、工事の発注者ではありません。）

### - 3 届出内容

- (1) 氏名又は名称、住所、法人にあつては代表者の氏名
- (2) 特定工事の場所
- (3) 特定粉じん排出等作業の種類
- (4) 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- (5) 特定建築材料の種類並びに使用箇所、使用面積
- (6) 特定粉じん排出等作業の方法
- (7) 添付書類
  - a. 建築物等の概要、配置図及び付近の状況
  - b. 特定工事の工程の概要
  - c. 注文者の氏名又は名称
  - d. 現場責任者の氏名及び連絡先
  - e. 下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先

### - 4 届出期限

作業開始の日の14日以上前に届出書の正本にその写し1通の計2通を提出して下さい。

### - 5 注文者の配慮

特定工事の注文者は、特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければなりません。

特定粉じん（アスベスト）排出等作業に係る規制基準（作業基準）

<p>共通</p>	<p>見やすい箇所に右に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。</p>	<p>(1) 特定粉じん排出等作業の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 特定粉じん排出等作業の実施の期間</p> <p>(3) 特定粉じん排出等作業の方法</p> <p>(4) 現場責任者の氏名及び連絡方法</p>
<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業</p>	<p>1 特定建築材料（吹付けアスベスト又はアスベスト含有断熱材・保温材・耐火被覆材）を掻き落とし・切断・破砕により除去する作業（3の項に掲げるものを除く。）</p> <p>2 アスベスト含有断熱材・保温材・耐火被覆材を掻き落とし・切断・破砕以外の方法により除去する作業（次項に掲げるものを除く。）</p> <p>3 1又は2に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たり、あらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>(2) 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用する。</p> <p>(3) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>(4) 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに、作業場内の特定粉じんを処理すること。</p> <p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>(1) アスベスト含有断熱材・保温材・耐火被覆材の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去するアスベスト含有断熱材・保温材・耐火被覆材を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>(3) アスベスト含有断熱材・保温材・耐火被覆材の除去後、養生を解くに当たっては、除去した部分にアスベストの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに、作業場内の特定粉じんを処理すること。</p> <p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>

特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業	4	<p>特定建築材料（吹付けアスベスト又はアスベスト含有断熱材・保温材・耐火被覆材）を掻き落とし・切断・破砕により除去する作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>(2) 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用する。</p> <p>(3) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>(4) 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに、作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
		<p>アスベスト含有断熱材・保温材・耐火被覆材を掻き落とし・切断・破砕以外の方法により除去する作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>(1) アスベスト含有断熱材・保温材・耐火被覆材の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去するアスベスト含有断熱材・保温材・耐火被覆材を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>(3) アスベスト含有断熱材・保温材・耐火被覆材の除去後、養生を解くに当たっては、除去した部分にアスベストの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに、作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
		<p>特定建築材料を囲い込み、又は封じ込める作業</p>	<p>特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p>

工場・事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要

物質名		主な発生の形態等	規制の方式と概要	
ばい煙	硫黄酸化物 (SOx)	ボイラー、廃棄物焼却炉等における燃料や鉱石等の燃焼	1) 排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(量)を設定 許容排出量(Nm <sup>3</sup> /h) = K × 10 <sup>-3</sup> × He <sup>2</sup> 一般排出基準: K = 3.0 ~ 17.5 特別排出基準: K = 1.17 ~ 2.34 2) 季節による燃料使用基準 燃料中の硫黄分を地域ごとに設定。 硫黄含有率: 0.5 ~ 1.2%以下 3) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定	
	ばいじん	同上及び電気炉の使用	施設・規模ごとの排出基準(濃度) 一般排出基準: 0.04 ~ 0.7g/Nm <sup>3</sup> 特別排出基準: 0.03 ~ 0.2g/Nm <sup>3</sup>	
	有害物質	カドミウム(Cd) カドミウム化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0mg/Nm <sup>3</sup>
		塩素(Cl <sub>2</sub> )、 塩化水素(HCl)	化学製品反応施設や廃棄物焼却炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 塩素: 30mg/Nm <sup>3</sup> 塩化水素: 80, 700mg/Nm <sup>3</sup>
		フッ素(F)、フッ化水素(HF)等	アルミニウム精錬用電解炉やガラス製造用溶融炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0 ~ 20mg/Nm <sup>3</sup>
	鉛(Pb)、 鉛化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 10 ~ 30mg/Nm <sup>3</sup>	
	窒素酸化物 (NOx)	ボイラーや廃棄物焼却炉等における燃焼、合成、分解等	1) 施設・規模ごとの排出基準 新設: 60 ~ 400ppm 既設: 130 ~ 600ppm 2) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定	
揮発性有機化合物 (VOC)		VOCを排出する次の施設 化学製品製造・塗装・接着・印刷における乾燥施設、吹付塗装施設、洗浄施設、貯蔵タンク	施設ごとの排出基準 400 ~ 60,000ppm C	
粉じん	一般粉じん	ふるいや堆積場等における鉱石、土砂等の粉碎・選別、機械的処理、堆積	施設の構造、使用、管理に関する基準 集じん機、防塵カバー、フードの設置、散水等	
	特定粉じん (石綿)	切断機等における石綿の粉碎、混合その他の機械的処理 吹付け石綿等使用建築物等の解体・改造・補修作業	事業場の敷地境界基準 濃度10本/リットル 建築物等解体時等の除去、囲い込み、封じ込め作業に関する基準	
特定物質(アンモニア、一酸化炭素、メタノール等28物質)		特定施設において故障、破損等の事故時に発生	事故時における措置を規定 事業者の復旧義務、都道府県知事への通報等	
有害大気汚染物質*	234物質(群) このうち「優先取組物質」として22物質		知見の集積等、各主体の責務を規定 事業者及び国民の排出抑制等自主的取組、国の科学的知見の充実、自治体の汚染状況把握等	
	指定物質	ベンゼン	ベンゼン乾燥施設等	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 50 ~ 600mg/Nm <sup>3</sup> 既設: 100 ~ 1500mg/Nm <sup>3</sup>
		トリクロロエチレン	トリクロロエチレンによる洗浄施設等	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150 ~ 300mg/Nm <sup>3</sup> 既設: 300 ~ 500mg/Nm <sup>3</sup>
		テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機等	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150 ~ 300mg/Nm <sup>3</sup> 既設: 300 ~ 500mg/Nm <sup>3</sup>

\* ばいじん及び有害物質については、都道府県は条例で国の基準より厳しい上乗せ基準を設定することができる。

\*\* (低濃度でも継続的な摂取により健康影響が懸念される物質)

## 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (粉じん関係抜粋)

製造業（物品加工業を含む）で、かつ特定の施設を設置している場合は、「公害防止統括者」を公害防止に関する最高責任者とし、「公害防止主任管理者」及び「公害防止管理者」を公害防止に関する技術的事項の管理者とする管理組織体系を設置するよう義務づけられています。

公害防止管理者等の資格は、国家試験もしくは資格認定講習により取得することができます。

### - 1 特定工場

製造業（物品加工業を含む）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業で下記の要件のいずれかを満たす工場です。

- 1．一般粉じん発生施設を持つ工場　：　全てが特定工場になります。
- 2．特定粉じん発生施設を持つ工場　：　全てが特定工場になります。

### - 2 公害防止統括者

#### (1) 規模要件等

特定工場を設置している者（特定事業者）は、施設の監視、維持、使用等を統括管理する公害防止統括者を選任しなければなりません。

- 1．常時使用する従業員の数が20名以下の場合を除きます。
- 2．公害防止統括者を選任すべき事由が発生してから30日以内に選任しなければなりません。

#### (2) 資格要件　なし

#### (3) 業務内容

- 1．一般粉じん発生施設を持つ工場  
一般粉じん発生施設の使用の方法の監視、一般粉じん処理施設の維持、使用に関すること
- 2．特定粉じん発生施設を持つ工場  
(ア) 特定粉じん発生施設の使用の方法の監視、特定粉じん処理施設の維持、使用に関すること  
(イ) 特定粉じんの濃度の測定、記録に関すること

### - 3 公害防止管理者

#### (1) 規模要件等

特定工場を設置している者（特定事業者）は、公害防止の技術的事項を管理する公害防止管理者を選任しなければなりません。

- 1．公害防止管理者を選任すべき事由が発生してから60日以内に選任しなければなりません。
- 2．2以上の工場について同一の公害防止管理者を選任してはなりません。

ただし、以下に掲げる場合であって、兼務する公害防止管理者の公害防止に業務に係る指揮命令系統が明確化されており、かつ、実態上も公害防止業務を行いうる場合については、同一人の公害防止管理者の兼務が認められます。

同一社ではあるが同一敷地内にない複数の工場において、同一人を選任する場合。

親子会社等の関係にあるものが同一敷地内に設置する複数の工場において、同一人を選任する場合。

事業協同組合等の組合員が共同で公害防止業務を行う際に、同一人を選任する場合。

近隣の同業種の中小企業者が共同で公害防止業務を行う際に、同一人を選任する場合。

なお、具体的な兼務可能要件については、別途基準告示（平成17年3月7日 告示第1号）に定めてあります。

(2) 規模要件及び資格

1. 特定粉じん関係

特定粉じん関係公害防止管理者 : 大気 1 ~ 4 種でも可

2. 一般粉じん関係

一般粉じん関係公害防止管理者 : 特定粉じん、大気 1 ~ 4 種でも可

(3) 業務内容

1. 一般粉じん発生施設を持つ工場

(ア) 原材料の検査

(イ) 一般粉じん発生施設の点検

(ウ) 一般粉じん処理施設の操作、点検、補修

2. 特定粉じん発生施設を持つ工場

(ア) 使用する原材料の検査

(イ) 特定粉じん発生施設の点検

(ウ) 特定粉じん処理施設の操作、点検、補修

(エ) 特定粉じんの濃度の測定、結果の記録

(オ) 測定機器の点検、補修

- 4 代理者

公害防止統括者及び公害防止管理者はそれぞれ代理者を選任しなければなりません。資格要件については統括者、管理者に準じます。

- 5 届出関係

法の規定による届出は、届出書の正本にその写し 1 通の計 2 通を提出してください。

事 項	届 出 種 類	添付書類	提出期限
公害防止統括者または代理者の選任及び死亡・解任をしたとき	公害防止統括者(代理者)選任、死亡・解任届出書		選任、解任してから30日以内
公害防止管理者または代理者の選任及び死亡・解任をしたとき	公害防止管理者(代理者)選任、死亡・解任届出書	資格を有する者であることを証する書類	選任、解任してから30日以内
公害防止主任管理者または代理者の選任及び死亡・解任をしたとき	公害防止主任管理者(代理者)選任、死亡・解任届出書	資格を有する者であることを証する書類	選任、解任してから30日以内
特定事業者について相続又は合併があったとき	承継届	その事実を証する書面	承継した日から30日以内に提出

提出、問い合わせ先

福岡市役所環境局環境保全課

中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 ( 本庁舎13階 ) 〒810-8620

電話 092-733-5386 F A X 092-733-5592